

令和6年7月8日

## 岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領の改定について お知らせ

監理検査課

建設業においては、若手技術者の入職が減少するなど、中長期的な担い手の確保や育成が大きな課題となっていることから、労働環境を改善し、魅力ある建設現場創出のため、週休2日工事を実施しているところですが、週休2日工事の取組をより一層推進するため、次のとおり実施しますのでお知らせします。

### 1 月単位の週休2日の達成について

これまでの考え方により週休2日を達成するものを「通期の週休2日の達成」とし、そのうち、対象期間が4週間（28日）以上であり、かつ、やむを得ず土・日曜日に作業を行った場合の振替日をその前後1週間以内に確保して現場を完全閉所した場合、「月単位の週休2日の達成」とします。

### 2 積算について

通期の週休2日の達成をした場合の補正係数を各経費に乗じた上で予定価格を作成しますが、月単位の週休2日を達成した場合は、精算時に補正係数を月単位の週休2日の達成をした場合の補正係数に変更します。

ただし、農林水産部の発注する工事については、月単位の週休2日の達成をしても変更は行いません。

### 3 週休2日の補正係数について

別添のとおり補正係数を変更します。

### 4 適用

単価適用日が令和6年7月1日以降の工事に適用します。

### 5 その他

「岡山市週休2日工事（発注者指定型）実施要領」、「週休2日工事（発注者指定型）に関するQ&A」、「休日等取得計画・実績表（記入例）」及び「工事看板掲載例」については、岡山市監理検査課ホームページを参照するものとする。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004443.html>

【問合せ先】

財政局財務部監理検査課

TEL 086-803-1368